

## (仮称) 新温泉風力発電事業についての意見書

現在、合同会社 NWE-09 インベストメント（代表社員・日本風力エネルギー株式会社）による風力発電事業が、新温泉町において計画されている。

本計画は、山間部約 1,967ha の区域に、高さ 150m の風力発電機 21 基程度を建設し、最大 92,000kw を発・売電するというものである。

先般、町長が知事に、当該事業に対する環境影響評価法の規定に基づく意見を提出したところである。

新温泉町議会は、国の基本エネルギー政策と再生可能エネルギーの位置づけ、風力発電の有用性について理解している。

しかし当該計画は、これまでの例のない巨大発電機を建設することをはじめ、「土砂崩壊をはじめとした災害」「低周波やシャドーフリッカーなど健康被害」「自然環境への過重な負担と影響」「事業者の不誠実な対応等による不信」などの懸念がある。

同様の不安は、住民からも多く寄せられている。

議会は、住民の生命、財産、安全を守り、不安を取り除き、幸福な生活ができる環境を整えることを目的としている。我々にとって、住民の不安や課題の解消は最優先事項である。

当議会は、事業者が、積極的かつ十分な情報提供と懇切丁寧な説明を行い、地元住民の不安を解消し、理解を得ることを強く求める。それができなければ、当該事業計画は、現状は反対せざるを得ない状況にあると判断している。

については、当該事業に関わる緊急性、重大性に鑑み、下記事項について特段の配慮を強く要望する。

### 記

- 1 事業者に対し、環境影響評価法に基づくすべての図書を積極的に提供し、インターネット上での常時閲覧およびダウンロード、コピーを無条件で認めるよう強く指導されたい。
- 2 事業者に対し、地元理解を得るための積極的かつ最大限の努力、景観価値を含む自然環境の最大限の保護、健康リスクに対する地元の不安を解消する最大限の配慮を実行するよう、指導されたい。
- 3 上記項目の履行が不十分であるとされた場合は、当該計画に反対し、事業者に計画撤回を要請されたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 26 日

兵庫県知事 井戸敏三 様

兵庫県美方郡新温泉町議会議長 中井 勝